

香芝市保育の必要性の認定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年8月21日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市規則第30号

香芝市保育の必要性の認定に関する規則の一部を改正する規則

香芝市保育の必要性の認定に関する規則（平成27年規則第21号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「教育・保育給付認定区分変更申請書兼施設利用申込書（施設型給付費・地域型保育給付費）」を「教育・保育給付認定変更申請書兼施設利用申込書（施設型給付費・地域型保育給付費）」に改める。

第1号様式から第15号様式までを次のように改める。

第 1 号様式（第 3 条関係）

- ☐継 続
- ☐新 規

教育・保育給付 1 号認定申請書（施設型給付費・地域型保育給付費）

年 月 日

香芝市長

保護者住所
保護者氏名

次のとおり、教育・保育給付認定（施設型給付費・地域型保育給付費）を申請します。
なお、申請に当たり、次の事項に同意します。

同意事項

- (1) 満 3 歳以上教育・保育給付認定子どもの副食費徴収免除の判定に際して所得状況を確認するため、香芝市（以下「市」という。）が保護者等（当該児童と生計を一にしている保護者及びそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る。）をいう。）の課税台帳等の閲覧をすること。
- (2) 児童の世帯状況等を確認するため、市が世帯全員の住民基本台帳を閲覧すること。
- (3) 申請に関する書類等の内容について適正であるかを確認する必要がある場合、市がその調査をすること。

児 童	フリガナ		性 別	☐ 男 ☐ 女
	氏 名		生年月日	年 月 日
保 護 者	電話番号 1		☐ 父 ☐ 母 ☐ その他（ ）	
	電話番号 2		☐ 父 ☐ 母 ☐ その他（ ）	
在 籍 施設名	既に利用している施設があれば、施設名を記入してください。			☐ 教育利用（1 号認定） ☐ 保育利用（2 号又は 3 号認定）

1 利用を希望する期間及び希望する施設（事業者）名

利用を希望する期間	年 月 日 から ☐ 就学前まで ☐ 年 月 日まで
利用を希望する施設 （ 事 業 者 ） 名	

2 児童の家庭状況

児童の保護者及び同居者並びに扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る。）	フリガナ	個人番号										児童との続柄	生年月日	職業又は在籍している学校、保育所、認定こども園、幼稚園等の施設名
	氏名													
													年 月 日	
													年 月 日	
													年 月 日	
													年 月 日	
													年 月 日	
													年 月 日	
													年 月 日	
													年 月 日	
													年 月 日	
													年 月 日	
	転入年月日	年 月 日	今年の1月1日時点の住所（現在の住所と違う場合のみ）											
			昨年の1月1日時点の住所（現在の住所と違う場合のみ）											

備考

- 1 家庭から2人以上の児童について同時に申請を行う場合は、児童ごとに1枚の用紙を用いてください。
- 2 支給認定証の発行を希望される場合は、支給認定証発行依頼書の提出をしてください。
- 3 申請後において、世帯構成（婚姻関係等）に変更が生じた場合は、変更したことを速やかに届け出てください。

☐ 継 続
☐ 新 規

年 月 日

保護者氏名

- (1) 満3歳以上教育・保育給付認定子どもの副食費徴収免除の判定に際して所得状況を確認するため、香芝市（以下「市」という。）が保護者等（当該児童と生計を一にしている保護者及びそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る。）をいう。）の課税台帳等の閲覧をすること。
- (2) 児童の世帯状況等を確認するため、市が世帯全員の住民基本台帳を閲覧すること。
- (3) 申請に関する書類等の内容について適正であるかを確認する必要がある場合、市がその調査をすること。

香芝市保育所等の利用調整に関する要綱第2条第1号の利用希望者の場合は、チェックを入れてください。 □4月からの利用 4月以外からの月からの利用（□妊娠 □香芝市外からの転入 □その他）						
児 童	フリガナ		性 別	□男 □女	兄弟姉妹で利用する場合は、 チェックを入れてください。	☐ 希望順位が低くても兄弟姉妹と同じ施設を希望 ☐ 兄弟姉妹と別々でも希望順位の高い施設を希望
	氏 名		生年月日	年 月 日		
保 護 者	電 話 番 号 1		□父 □母 □その他（ ）		□父 □母 □その他（ ）	
	電 話 番 号 2					
在 籍 施設名	既に利用している施設があれば、施設名を記入してください。				☐ 教育利用（1号認定） ☐ 保育利用（2号又は3号認定）	

1 利用を希望する期間及び希望する施設（事業者）名

認 定 の 希 望	☐ 保育を希望（２号又は３号認定）（保育所、認定こども園（保育利用）又は家庭的保育事業等を希望する場合）		
	（保育を希望する場合のみ、保育必要量を選択）	☐ 保育標準時間（保護者全員が月１２０時間以上の就労をしている場合（通勤時間を含む。）等）	
		☐ 保育短時間（保護者の１人が月１２０時間未満の就労をしている場合（通勤時間を含む。）等）	
	☐ 教育・保育給付認定のみを希望（企業主導型保育事業を利用する場合等）		
利用を希望する期間	年 月 日 から ☐就学前まで ☐年 月 日まで		
希 望 施 設 名	第１希望	第２希望	第３希望
	第４希望	第５希望	第６希望
	第７希望	第８希望	第９希望

2 児童の家庭状況

児童の保護者及び同居者並びに扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る。）	フリガナ	個 人 番 号												児童との続柄	生 年 月 日	職業又は在籍している学校、保育所、認定こども園、幼稚園等の施設名	
	氏 名															年 月 日	
																年 月 日	
																年 月 日	
																年 月 日	
																年 月 日	
																年 月 日	
																年 月 日	
																年 月 日	
																年 月 日	
生活保護の状況		☐ 適用有り ☐ 適用無し												ひとり親の状況		☐ 該当 ☐ 非該当	
障害者手帳（身体、療育又は精神）の交付を受けた世帯員		☐ 有り ☐ 無し		氏 名				特別児童扶養手当支給対象者又は国民年金の障害基礎年金等の受給者である世帯員		☐ 有り ☐ 無し		氏 名					
転入年月日				年 月 日				今年の1月1日時点の住所（現在の住所と違う場合のみ）									
								昨年の1月1日時点の住所（現在の住所と違う場合のみ）									

3 保育の利用を必要とする事由等

児童との続柄	☐ 父 ☐ 母 ☐ その他（ ）	保 育 の 利 用 を 必 要 と す る 事 由	☐ 就労 ☐ 育児休業 ☐ 妊娠又は出産 ☐ 疾病又は障害 ☐ 介護又は看護 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ その他（ ）
	☐ 父 ☐ 母 ☐ その他（ ）		☐ 就労 ☐ 育児休業 ☐ 妊娠又は出産 ☐ 疾病又は障害 ☐ 介護又は看護 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ その他（ ）

4 児童の健康状態等

(1) 妊娠又は出生時に異常はありましたか。	☐ いいえ ☐ はい（ ）
(2) 定期健診は受けましたか。	☐ 4か月健診 ☐ 10か月健診 ☐ 1歳半健診 ☐ 3歳半健診
(3) 健診時に指導や指摘を受けたことはありますか。	☐ いいえ ☐ はい（ ）
(4) 大きな病気（入院等）にかかったことはありますか。	☐ いいえ ☐ はい（ ）
(5) 現在、通院中の病気はありますか。	☐ いいえ ☐ はい（ ）
(6) アレルギーはありますか。	☐ いいえ ☐ はい（ ）
(7) その他気になることはありますか。	☐ いいえ ☐ はい（ ）

備考

- 家庭から2人以上の児童について同時に申請を行う場合は、児童ごとに1枚の用紙を用いてください。
- 教育・保育給付認定（2号又は3号認定）及び施設（事業者）への入所については、次に掲げる事項に該当するときは、希望にそうすることができませんので、あらかじめ御了承ください。
 - 保育の実施基準に該当しないため、希望する認定が受けられない場合
 - 希望者が多数いるため希望する施設に入所できない場合
 - 保育の実施基準の該当事由により利用期間の希望にそえない場合
- 支給認定証の発行を希望される場合は、支給認定証発行依頼書の提出をしてください。
- 利用開始後に申込みの内容と家庭状況の事実とに相違があることが判明した場合は、利用の承諾を取り消すことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- 申請後において、世帯構成（婚姻関係等）に変更が生じた場合は、変更したことを速やかに届け出てください。

第 3 号様式（第 3 条関係）

教育・保育給付認定変更申請書兼施設利用申込書
（施設型給付費・地域型保育給付費）

年 月 日

香芝市長

保護者住所

保護者氏名

電 話 番 号

次のとおり、教育・保育給付認定の変更を申請します。
なお、申請に当たり、次の事項に同意します。

同意事項

- (1) 満 3 歳以上教育・保育給付認定子どもの副食費徴収免除の判定に際して所得状況を確認するため、香芝市（以下「市」という。）が保護者等（当該児童と生計を一にしている保護者及びそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る。）をいう。）の課税台帳等の閲覧をすること。
- (2) 児童の世帯状況等を確認するため、市が世帯全員の住民基本台帳を閲覧すること。
- (3) 申請に関する書類等の内容について適正であるかを確認する必要がある場合、市がその調査をすること。

児 童	フリガナ		性 別	☐ 男 ☐ 女
	氏 名		生 年 月 日	年 月 日
在 籍 施 設 名				☐ 教育利用（1 号認定） ☐ 保育利用（2 号又は 3 号認定）

1 変更事項

変 更 年 月	年 月			
☐ 教育・保育給付認定区分	変 更 後	☐ 1 号認定（3 歳以上で保育の必要性がない。） ☐ 2 号認定（3 歳以上で保育の必要性がある。）		
	変 更 理 由	(1) 1 号認定への変更の場合 ☐ 家庭内で保育が可能のため ☐ 満 3 歳児で教育利用を希望するため ☐ その他（ ）		
		(2) 2 号認定への変更の場合		
		児 童 と の 続 柄	☐ 父 ☐ 母 ☐ その他（ ）	保 育 の 利 用 を 必 要 と する 事 由
	児 童 と の 続 柄	☐ 父 ☐ 母 ☐ その他（ ）	保 育 の 利 用 を 必 要 と する 事 由	☐ 就 労 ☐ 妊 娠 又 は 出 産 ☐ 疾 病 又 は 障 害 ☐ 介 護 又 は 看 護 ☐ 災 害 復 旧 ☐ 求 職 活 動 ☐ 就 学 ☐ そ の 他 （ ）
☐ 保育必要量	変 更 後	☐ 保育標準時間 ☐ 保育短時間		

2 児童の家庭状況

児童の保護者及び同居者並びに扶養義務者（家計の主宰者の場合に限る。）	フリガナ	個 人 番 号												児 童 との続柄	生 年 月 日	職業又は在籍している 学校、保育所、認定こ ども園、幼稚園等の施設名					
	氏 名															年 月 日					
																年 月 日					
																年 月 日					
																年 月 日					
																年 月 日					
																年 月 日					
																年 月 日					
																年 月 日					
																年 月 日					
																年 月 日					
																年 月 日					
	生 活 保 護 の 状 況		☐ 適用有り ☐ 適用無し												ひとり親の状況		☐ 該当 ☐ 非該当				
障害者手帳(身体、療育又は精神)の交付を受けた世帯員		☐ 有り ☐ 無し		氏名										特別児童扶養手当支給対象者又は国民年金の障害基礎年金等の受給者である世帯員		☐ 有り ☐ 無し		氏名			

備考

- 1 家庭から2人以上の児童について同時に申請を行う場合は、児童ごとに1枚の用紙を用いてください。
- 2 支給認定証の交付を受けている場合は、当該支給認定証を添付してください。
- 3 申請後において、世帯構成（婚姻関係等）に変更が生じた場合は、変更したことを速やかに届け出てください。

第 4 号様式（第 3 条関係）

子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（法第 3 0 条の 4 第 1 号）

香芝市長

年 月 日

幼稚園(子どものための教育・保育給付の対象ではない私立幼稚園及び国立大学附属幼稚園)、特別支援学校幼稚園の施設等利用給付認定を希望(幼稚園及び特別支援学校の預かり保育事業を除く。)するので、次のとおり施設等利用給付に係る認定を申請します。

なお、申請に当たり、次の事項に同意します。

- 同意事項
- (1)

子ども・子育て支援法第 3 0 条の 3 において準用する同法第 1 6 条の規定により、施設等利用給付認定の審査に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めること。
- (2)

申請書等に記載した内容は、子育てのため施設等利用給付に係る認定又は施設等利用費の支給に関する情報として必要と認められる場合に、施設又は事業者を提供すること。

		認 定 希 望 日（施 設 利 用 開 始 日）		年 月 日		
保 護 者	現 住 所					
	フリガナ			生 年 月 日	年 月 日	
	氏 名			児 童 と の 続 柄	☐ 父 ☐ 母 ☐ その他（ ）	
	電話番号 1				☐ 父 ☐ 母 ☐ その他（ ）	
	電話番号 2				☐ 父 ☐ 母 ☐ その他（ ）	
児 童	現 住 所	☐ 保護者と同じ				
	フリガナ			生 年 月 日	年 月 日	
	氏 名					

同居者を全員記入してください。

児 童 の 保 護 者 及 び 同 居 者	フリガナ	個 人 番 号												児 童 と の 続 柄	生 年 月 日	職 業 又 は 在 籍 し て い る 学 校、保 育 所、認 定 こ ど も 園、幼 稚 園 等 の 施 設 名	
	氏 名																
																年 月 日	
																年 月 日	
																年 月 日	
																年 月 日	
																年 月 日	
																年 月 日	
																年 月 日	
																年 月 日	

利用(予定を含む。)する幼稚園(子どものための教育・保育給付の対象ではない私立幼稚園及び国立大学附属幼稚園)、特別支援学校幼稚園を記入してください。

利用開始予定日	年 月 日	所 在 地	
フリガナ			
施設名		電 話 番 号	

- 備考
- 1

子ども・子育て支援法第 3 0 条の 1 1 第 3 項の規定により、施設等利用費は、認定を受けた保護者に代わり、特定子ども又は子育て支援提供者に支給される場合があります。
- 2

新年度 4 月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日にかかわらず、子ども・子育て支援法第 3 0 条の 5 第 5 項の規定により、最長で利用開始の前日まで審査結果のお知らせを延期する場合があります。
- 3

申請内容が事実と相違した場合は、子育てのため施設等利用給付に係る認定を取り消すことがあります。
- 4

認定希望日現在で、子ども・子育て支援法第 7 条第 1 0 項第 4 号ハの政令で定める施設(企業主導型保育事業)の利用がある場合は、本認定の申請をすることはできません。

第 5 号様式（第 3 条関係）

子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（法第 3 0 条の 4 第 2 号・第 3 号）

年 月 日

香芝市長

保護者の就労、疾病その他の理由により、認定こども園、幼稚園、特別支援学校（預かり保育事業も含む。）
）、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業又は子育て援助活動支援事業の施設等利用給付認定を希望するので、次のとおり施設等利用給付に係る認定を申請します。
なお、申請に当たり、次の事項に同意します。

同意事項

- (1) 子ども・子育て支援法第 3 0 条の 3 において準用する同法第 1 6 条の規定により、施設等利用給付認定の審査に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めること。
(2) 申請書等に記載した内容は、子育てのため施設等利用給付に係る認定又は施設等利用費の支給に関する情報として必要と認められる場合に、施設又は事業者^{（注）}に提供すること。

				認定希望日（施設利用開始日）	年 月 日	
保 護 者	現 住 所					
	フリガナ			生 年 月 日	年 月 日	
	氏 名			児 童 と の 続 柄	☐ 父 ☐ 母 ☐ その他（ ）	
	電話番号 1			児 童 と の 続 柄	☐ 父 ☐ 母 ☐ その他（ ）	
	電話番号 2			児 童 と の 続 柄	☐ 父 ☐ 母 ☐ その他（ ）	
児 童	現 住 所	☐ 保護者と同じ				
	フリガナ			生 年 月 日	年 月 日	
	氏 名					
認定種別	☐ 第 2 号（認定希望日時時点で満 3 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日を経過している児童） ☐ 第 3 号（認定希望日時時点で満 3 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある児童であつて、市民税非課税世帯に該当）					
児 童 と の 続 柄	☐ 父 ☐ 母 ☐ その他（ ）	保 育 の 利 用 を 必要とする事由	☐ 就労 ☐ 育児休業 ☐ 妊娠又は出産 ☐ 疾病又は障害 ☐ 介護又は看護 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ その他（ ）			
	☐ 父 ☐ 母 ☐ その他（ ）		☐ 就労 ☐ 育児休業 ☐ 妊娠又は出産 ☐ 疾病又は障害 ☐ 介護又は看護 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ その他（ ）			

上記「認定種別」が第 3 号に該当する場合に記入してください。

認 定 希 望 日 の 当 該 年 1 月 1 日 現 在 の 住 所	母	☐ 現住所と同じ	父	☐ 現住所と同じ
認 定 希 望 日 の 前 年 1 月 1 日 現 在 の 住 所	母	☐ 現住所と同じ	父	☐ 現住所と同じ

同居者を全員記入してください（個人番号欄は、上記「認定種別」が第 3 号に該当する場合のみ記入してください。）。

児 童 の 保 護 者 及 び 同 居 者	フリガナ	個 人 番 号	児 童 と の 続 柄	生 年 月 日	職 業 又 は 在 籍 し て い る 学 校 、 保 育 所 、 認 定 こ ど も 園 、 幼 稚 園 等 の 施 設 名	
	氏 名					

認定こども園、幼稚園又は特別支援学校幼稚園部を利用する（予定を含む。）方は、記入してください。

利用開始予定日	年 月 日	所 在 地	
フリガナ			
施 設 名		電 話 番 号	

認定こども園、幼稚園又は特別支援学校幼稚部のほか、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業又は子育て援助活動支援事業を利用する（予定を含む。）方は、記入してください。

フリガナ 施設名	利用するサービスの種類	所在地	利用開始予定日
	☐ 認可外 ☐ 一時預かり		年 月 日
	☐ 病児保育 ☐ 子育て援助活動		
	☐ 認可外 ☐ 一時預かり		年 月 日
	☐ 病児保育 ☐ 子育て援助活動		
	☐ 認可外 ☐ 一時預かり		年 月 日
	☐ 病児保育 ☐ 子育て援助活動		

備考

- 1 預かり保育事業においては、当該幼稚園等が実施する預かり保育事業の平日における提供時間（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条第1項の規定により文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程に係る教育時間を含む。）数が8時間未満又は年間開所日数200日未満のいずれかの要件に該当する場合に利用可能な認可外保育施設を含みます。
- 2 子ども・子育て支援法第30条の11第3項の規定により、施設等利用費は、認定を受けた保護者に代わり、特定子ども又は子育て支援提供者に支給される場合があります。
- 3 新年度4月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日にかかわらず、子ども・子育て支援法第30条の5第5項の規定により、最長で利用開始の前日まで審査結果のお知らせを延期する場合があります。
- 4 申請内容が事実と相違した場合は、子育てのため施設等利用給付に係る認定を取り消すことがあります。
- 5 認定希望日現在で、子ども・子育て支援法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設（企業主導型保育事業）の利用がある場合は、本認定の申請をすることはできません。

添付書類（次の中から該当する書類を添付し、チェックを入れてください。）

1 就労されている方（予定を含む。）	☐ 就労証明書（就労内定の場合は、その証明を受けてください。）
2 自営（自宅外自営、親族経営等の自営を含む。）の方	☐ 就労証明書及び自営の証明書類の写し（確定申告書、営業許可証、開業届等）
3 出産前後の方（産前産後各3月に限る。）	☐ 申立書及び母子健康手帳（表紙と出産予定日の記載のあるページ）の写し
4 保護者が学校に在学中の方（予定を含む。）	☐ 申立書、在学証明書及び就学時間が分かるもの（カリキュラム、時間割等）
5 保護者が病気の方	☐ 申立書及び医師による診断書（原本）
6 保護者が障害をお持ちの方	☐ 申立書及び次に掲げるいずれかの書類 (1) 障害による手帳等の交付を受けている方 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し (2) 交付を受けていない方 医師による診断書（原本）
6 保護者が介護している方	☐ 申立書及び介護が必要であることが分かる書類（診断書等）
7 保護者が求職中の方	☐ 求職に関する誓約書

第 6 号様式（第 3 条関係）

子どものための教育・保育給付認定変更申請書（法第 1 9 条第 1 号）兼子育てのための施設等利用給付認定申請書（法第 3 0 条の 4 第 2 号・第 3 号）

年 月 日

香芝市長

保護者の就労、疾病その他の理由により、認定こども園、幼稚園、特別支援学校の預かり保育等(預かり保育事業も含む。)を利用するために施設等利用給付の認定を希望するので、次のとおり教育・保育給付認定区分の変更を申請するとともに、施設等利用給付の認定を申請します。
なお、申請に当たり、次の事項に同意します。

同意事項

- (1) 子ども・子育て支援法第 3 0 条の 3 において準用する同法第 1 6 条の規定により、施設等利用給付認定の審査に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めること。
(2) 申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定又は施設等利用費の支給に関する情報として必要と認められる場合に、施設又は事業者に提供すること。

				認定希望日(施設利用開始日)		年 月 日								
保 護 者	現 住 所													
	フリガナ			生 年 月 日	年 月 日									
	氏 名			児 童 と の 続 柄	☐ 父 ☐ 母 ☐ その他 ()									
				個 人 番 号										
	電話番号 1			☐ 父 ☐ 母 ☐ その他 ()										
電話番号 2			☐ 父 ☐ 母 ☐ その他 ()											
児 童	現 住 所	☐ 保護者と同じ												
	フリガナ			生 年 月 日	年 月 日									
	氏 名			個 人 番 号										
教 育 ・ 保 育 給 付 認 定 の 状 況	既に取得した認定区分を第 1 号認定へ変更する必要があるため、現在認定されている子どものための教育・保育給付認定番号を記入してください。													
	認 定 種 別		認 定 番 号		認 定 種 別		認 定 番 号							
	第 1 9 条 第 2 号				第 1 9 条 第 3 号									

認定こども園、幼稚園又は特別支援学校幼稚部を利用する(予定を含む。)方は、記入してください。

利用開始予定日	年 月 日	所 在 地	
フリガナ			
施設名		電 話 番 号	

認定こども園、幼稚園又は特別支援学校幼稚部のほか、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業又は子育て援助活動支援事業を利用する(予定を含む。)方は、記入してください。

フリガナ	利 用 す る サ ー ビ ス	所 在 地	利 用 開 始 予 定 日
施設名	の 種 類	電 話 番 号	
	☐ 認可外 ☐ 一時預かり		年 月 日
	☐ 病児保育 ☐ 子育て援助活動		
	☐ 認可外 ☐ 一時預かり		年 月 日
	☐ 病児保育 ☐ 子育て援助活動		
	☐ 認可外 ☐ 一時預かり		年 月 日
	☐ 病児保育 ☐ 子育て援助活動		

備考

- 1 預かり保育事業においては、当該幼稚園等が実施する預かり保育事業の平日における提供時間（学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 2 5 条第 1 項の規定により文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程に係る教育時間を含む。）数が 8 時間未満又は年間開所日数 2 0 0 日未満のいずれかの要件に該当する場合に利用可能な認可外保育施設を含みます。
2 子ども・子育て支援法第 3 0 条の 1 第 3 項の規定により、施設等利用費は、認定を受けた保護者に代わり、特定子ども又は子育て支援提供者に支給される場合があります。
3 新年度 4 月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日にかかわらず、子ども・子育て支援法第 3 0 条の 5 第 5 項の規定により、最長で利用開始の前日まで審査結果のお知らせを延期する場合があります。
4 申請内容が事実と相違した場合は、子育てのため施設等利用給付に係る認定を取り消すことがあります。
5 認定希望日現在で、子ども・子育て支援法第 7 条第 1 0 項第 4 号ハの政令で定める施設(企業主導型保育事業)の利用がある場合は、本認定の申請をすることはできません。

第7号様式（第3条関係）

施設等利用給付認定変更届

年 月 日

香芝市長

保護者住所

保護者氏名

電話番号

子ども・子育て支援法施行規則第28条の12第1項の規定により、子育てのための施設等利用給付認定を受けた内容を変更する必要があるため、届け出ます。

現在の認定状況	児童の氏名																																										
	児童の生年月日	年 月 日																																									
	保護者との続柄																																										
	利用施設及び事業所名																																										
	認定区分	子ども・子育て支援法第30条の4 ☐ 第1号 ☐ 第2号 ☐ 第3号																																									
保育の利用を必要とする事由	☐ 無し ☐ 有り（事由： ）																																										
変更内容		変更前	変更後																																								
	保護者の住所	☐ 届出者と同じ	☐ 届出者と同じ																																								
	保護者の氏名	☐ 届出者と同じ	☐ 届出者と同じ																																								
	保護者の生年月日	年 月 日	年 月 日																																								
	保護者の個人番号	<table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>																					<table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>																				
変更内容	電話番号	☐ 届出者と同じ	☐ 届出者と同じ																																								
	児童の氏名																																										
	児童の個人番号	<table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>																					<table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>																				
保護者との続柄																																											
保育の利用を必要とする事由（有りの場合のみ）																																											
変更内容	変更が発生した日	年 月 日																																									
	変更する理由																																										
	その他																																										

第 8 号様式（第 4 条関係）

年 月 日

様

香芝市長



支給認定証

認 定 区 分				
保 育 の 事 由 及 び 必 要 量				
支 給 認 定 証 番 号				
有 効 期 間		年 月 日から 年 月 日まで		
児 童	フ リ ガ ナ 氏 名			
	生 年 月 日	年 月 日	性 別	
保 護 者	フ リ ガ ナ 氏 名			
	居 住 地			
	生 年 月 日	年 月 日		
変 更 事 項				

備考 記載事項に変更が生じた場合は、速やかにその旨を届け出てください。

第 9 号様式（第 4 条関係）

第 号
年 月 日

様

香芝市長 印

教育・保育給付認定申請却下通知書

施設型給付費・地域型保育給付費等に係る支給認定の申請については、次の理由で却下しましたので、通知します。

児 童	フリガナ氏名	
	生年月日	年 月 日
保 護 者	フリガナ氏名	
	居住地	
	生年月日	年 月 日
却下理由		

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香芝市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、香芝市を被告として（訴訟において香芝市を代表する者は香芝市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 年 月 日 号

様

香芝市長 

施設等利用給付認定通知書

申請のありました施設等利用給付認定の内容について、次のとおり決定したので、通知します。

認 定 区 分		
保 育 の 事 由		
支 給 認 定 日		年 月 日
有 効 期 間		年 月 日から 年 月 日まで
児 童	フ リ ガ ナ 氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
保 護 者	フ リ ガ ナ 氏 名	
	居 住 地	
	生 年 月 日	年 月 日
変 更 事 項		

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香芝市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、香芝市を被告として（訴訟において香芝市を代表する者は香芝市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 号
年 月 日

様

香芝市長 印

施設等利用給付認定申請却下通知書

先に申請のありました子育てのための施設等利用給付認定について、次のとおり却下しましたので、通知します。

申請者	申請時の住所	
	氏名	
児童	フリガナ	
	氏名	
却下年月日		年 月 日
却下の理由		

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香芝市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、香芝市を被告として（訴訟において香芝市を代表する者は香芝市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 年 月 日 号

様

香芝市長



施設等利用給付認定変更通知書

子育てのための施設等利用給付認定について、次のとおり変更の認定を行いましたので、通知します。

認 定 番 号		
変 更 年 月 日		年 月 日
児 童	フリガナ氏名	
	生 年 月 日	年 月 日
保 護 者	フリガナ氏名	
	居 住 地	
	生 年 月 日	年 月 日
認 定 区 分		
保育の必要性の事由		
有 効 期 間		年 月 日から 年 月 日まで
変 更 理 由		

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香芝市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、香芝市を被告として（訴訟において香芝市を代表する者は香芝市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 号
年 月 日

様

香芝市長 印

施設等利用給付認定取消通知書

次の児童の支給認定について、取り消しましたので、通知します。

児 童	フ リ ガ ナ 氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
取消しとなった日		年 月 日
取消しとなった理由		

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香芝市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、香芝市を被告として（訴訟において香芝市を代表する者は香芝市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 年 月 日

様

香芝市長



年度 利用料決定通知書

次に記載のある方は、口座振替納付です。

金 融 機 関			
口 座 種 別		口 座 番 号	
口 座 名 義 人			

利用料については、次のとおり決定しましたので、通知します。

支給認定証番号		
児 童	フリガナ氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
保 護 者	フリガナ氏 名	
	居 住 地	
	生 年 月 日	年 月 日
利用施設名称		
認 定 区 分		

9 月から 3 月まで

所 得 階 層		所得調定額	円
---------	--	-------	---

決 定 額	円
-------	---

4 月分	5 月分	6 月分	7 月分	8 月分	9 月分
円	円	円	円	円	円
1 0 月分	1 1 月分	1 2 月分	1 月分	2 月分	3 月分
円	円	円	円	円	円

第 年 月 号 日

様

香芝市長



年度 利用料変更通知書

次に記載のある方は、口座振替納付です。

金 融 機 関			
口 座 種 別		口 座 番 号	
口 座 名 義 人			

利用料については、次のとおり決定しましたので、通知します。

支給認定証番号		
児 童	フリガナ氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
保 護 者	フリガナ氏 名	
	居 住 地	
	生 年 月 日	年 月 日
利用施設名称		
認 定 区 分		

4 月から 8 月まで

変 更 前	所得階層		所 得 調 定 額	円
変 更 後	所得階層		所 得 調 定 額	円
変 更 前 決 定 額		円	変 更 後 決 定 額	円

9 月から 3 月まで

変 更 前	所得階層		所 得 調 定 額	円
変 更 後	所得階層		所 得 調 定 額	円
変 更 前 決 定 額		円	変 更 後 決 定 額	円

変 更 前	4 月 分	5 月 分	6 月 分	7 月 分	8 月 分	9 月 分
	円	円	円	円	円	円
	1 0 月 分	1 1 月 分	1 2 月 分	1 月 分	2 月 分	3 月 分
	円	円	円	円	円	円
変 更 後	4 月 分	5 月 分	6 月 分	7 月 分	8 月 分	9 月 分
	円	円	円	円	円	円
	1 0 月 分	1 1 月 分	1 2 月 分	1 月 分	2 月 分	3 月 分
	円	円	円	円	円	円

附 則
(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の香芝市保育の必要性の認定に関する規則（以下「新規則」という。）の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされる認定の申請又は利用の申込みについて適用し、施行日前にされた認定の申請又は利用の申込みについては、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に交付されている改正前の香芝市保育の必要性の認定に関する規則第 8 号様式による支給認定証は、当該支給認定証の有効期間が満了するまでの間、新規則第 8 号様式による支給認定証とみなす。
- 4 この規則による改正後の様式のうち、第 8 号様式、第 9 号様式、第 10 号様式、第 14 号様式及び第 15 号様式に限り、令和 13 年 2 月 28 日までの間、これらの様式に所要の修正を加えて使用することができる。